

~技術的思想(課題解決原理)の異同~

- 東京地方裁判所令和2年3月19日判決 -- 平成29年(ワ)第32839号 特許権侵害差止等請求事件 -

知的財産権法研究会 担当 弁護士 平野 和宏

第1 事案の概要

1 はじめに

原告は、美容器の特許に係る特許権者であるところ、商品名「シャインミニ」なる美容器であって、①一対の分枝部の中空がハンドル本体の穴部に貫通している、①型番「DR - 350G」・色「ゴールド」、②型番「DR - 350C」・色「シルバー」、③型番「DR - 350P」・色「ピンク」の各美容器、及び、②一対の分枝部の中空がハンドル本体の穴部に貫通していない、④型番「DR - 350G」・色「ゴールド」、⑤型番「DR - 350C」・色「シルバー」、型番「DR - 350P」・色「ピンク」の各美容器(以下「被告各製品」と総称する。また、被告各製品のうち、上記①の①ないし③の各美容器を併せて「旧被告製品」と総称し、上記②の④ないし⑥の各美容器を併せて「新被告製品」と総称する。)は、上記特許に係る特許発明の技術的範囲に属すると主張している。

そして、本件は、原告が、被告に対し、被告による被告各製品の製造、使用、譲渡等は、上記特許権を侵害すると主張して、上記特許権に基づき、被告製品の製造、使用、譲渡等の差止め、並びに上記侵害行為を組成したものであるとして、被告各製品及びその半製品、製造のための金型の廃棄を求めるとともに、民法709条及び特許法102条2項に基づき、不法行為による損害賠償請求として、損害賠償金及び遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実

(1) 本件特許

原告は、発明の名称を「美容器」とする特許権(特許第6121026号。請求項の数は4である。 以下、この特許を「本件特許」という。)の特許権者である。原告は、本件特許につき、平成28 年4月26日に特許出願をし、平成29年4月7日にその設定登録を受けた。なお、本件特許の特許 出願(特願2016-88002号)は、特願2014-65029号に係る特許出願(以下「本件原出願」という。 本件原出願の特許出願日は、平成26年3月27日である。)を分割したものである。

(2) 構成要件の分説

本件特許に係る特許請求の範囲の請求項1の記載を、以下「本件特許請求の範囲」といい、こ

れに係る発明を「本件発明」という。また、その明細書(図面を含む。)を「本件明細書」といい、 その該当部分の記載を段落【0001】などと表すこととする。)。

(3) 構成要件の分説

本件発明を構成要件に分説すると、次のとおりである(以下、分説した構成要件をそれぞれの符号に従い「構成要件A」などのようにいう。)。

- A 棒状のハンドル本体と、該ハンドル本体の表面から内方に窪んだ凹部と、上記ハンドル本体 との結合部分が露出しない状態で上記凹部を覆うように上記ハンドル本体に取り付けられたハ ンドルカバーとからなるハンドルと、
- B 上記ハンドル本体の長手方向の一端に一体的に形成された一対の分枝部と、
- C 該一対の分枝部のそれぞれに形成されているとともに、上記凹部に連通する軸孔と、
- D 該軸孔に挿通された一対のローラシャフトと、
- E 該一対のローラシャフトに取り付けられた一対のローラと、を備え、
- F 上記ハンドル本体の表面及び上記ハンドルカバーの表面が、上記ハンドルの表面を構成している、
- G 美容器。

